

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年3月21日

収支等命令者

佐賀県総合福祉センター 所長 藤本 武

1 競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品の名称及び数量 庁用自動車 1台
- (2) 入札条件等 入札説明書のとおり
- (3) 賃貸借期間

令和6年11月1日（金）から令和15年10月31日（月）まで

- (4) 納入場所 佐賀県総合福祉センターが指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律

第 225 号) に基づき更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 自動車賃貸借業務を行っていること。

(8) 過去 3 年以内に、1 台以上の自動車のメンテナンスリース契約を履行した実績があり、本契約を確実に履行することを確約できる者であること。

(9) 当該庁用自動車の納入後、保守、点検、修理等のメンテナンスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であるこ

と。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県総合福祉センター 相談第二課（北部児童相談所）

郵便番号 847-0012

唐津市大名小路 3-1

電話番号 0955-73-1141

電子メールアドレス fukushisenta@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書、入札条件書及び附属資料の交付方法

令和6年3月21日（木）から令和6年5月9日（木）までの期間、佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載するとともに、(1)の担当課で午前9時から午後5時までの間随時交付する（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）に規定する県の休日を除く。）

4 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に2の(8)及び(9)の要件を満たすことを証明する書類（様式は、佐賀県ホームページに掲載）を添付した上で、令和6年4月16日（火）午後5時までに3の(1)の担当課に郵送（必着）し、又は持参すること。

(2) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年4月25日（木）までに通知する。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出し、審査に合格した者で入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

5 入札書の提出場所等

(1) 問い合わせ先

3の(1)の担当課

(2) 入札書の提出方法

入札書を(3)に持参し、又は3の(1)の担当課に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和6年5月8日(水)午後5時までに必着のこと。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。

また、封筒に「庁用自動車の賃貸借入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月9日(木)午前11時

イ 場所 佐賀県唐津市大名小路3-1 唐津保健福祉事務所 大会議室

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の(1)の担当課に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した

者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により取り消すことが認められるものを提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のないもの

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約内容を示す場所

3 の(1)の担当課

(7) 落札者の決定方法

ア 入札金額が、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに

当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(8) 公告内容に質問がある場合は、令和6年3月29日（金）午後5時までに3の(1)で示したメールアドレスに電子メールで質問内容を送付すること。

回答は、令和6年4月3日（水）までに佐賀県ホームページへ掲載する。

(9) この公告に掲げる入札による契約は、令和6年2月の議会において、当該貸借業務の予算が成立しない場合締結できないこととなる。この場合は佐賀県ホームページにより公告する。

(10) 詳細は、入札説明書による。

庁用自動車の賃貸借契約入札説明書

令和6年3月21日

この入札説明書は、庁用自動車の賃貸借契約に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知かつ遵守の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
庁用自動車の賃貸借 1台
- (2) 業務の内容
「入札条件書」のとおり
- (3) 納入場所
佐賀県総合福祉センターが指定する場所
- (4) 賃貸借期間
別紙1「賃貸借物品一覧」に記載した期間

2 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 自動車賃貸借業務を行っていること。
- (8) 過去3年以内に、1台以上の自動車のメンテナンスリース契約を履行した実績があり、本契約を確実に履行することを確約できる者であること。
- (9) 当該庁用自動車の納入後、保守、点検、修理等メンテナンスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

3 入札書の提出、開札の日時及び場所等

(1) 担当課

郵便番号 847-0012
佐賀県唐津市大名小路3-1
佐賀県総合福祉センター 相談第二課 (北部児童相談所)
電話番号 0955-73-1141
FAX 番号 0955-73-1162
E-mail fukushisenta@pref.saga.lg.jp

(2) 入札書の提出

入札書を(3)に持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。
なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和6年5月8日(水)午後5時までに必着とする。
到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。
また、封筒に「庁用自動車の賃貸借入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年5月9日(木)午前11時
佐賀県唐津市大名小路3-1 唐津保健福祉事務所 大会議室

(4) 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。
入札金額は、別紙1「賃貸借物品一覧」に記載する車両について積算した額の合計とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 持参入札をする場合、入札当日、入札者の本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)を入札会場に持参すること。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の担当課に確認すること。

4 入札者等に求められる事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、入札参加資格確認申請書、入札参加希望者調書、メンテナンス体制表、入札車両の構成内訳書及び納入確約書を令和6年4月16日（火）午後5時までに、3の(1)の担当課に郵送（必着）又は持参すること。
なお、入札参加希望者調書、メンテナンス体制表の作成にあたっては、入札条件書に定めるメンテナンス内容が実施できるメンテナンス体制を記載すること。
- (2) (1)により提出された書類の審査結果は、令和6年4月25日（木）までに通知する。
- (3) (2)の結果、合格した者で入札に参加しない場合は、理由を記入して辞退届を書面で提出すること。
- (4) この入札説明書の交付を受けた事業者（従業員等を含む）は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む）について本件の入札及び契約手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び公報等を含む。）に使用してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

6 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 参加する資格のない者。
- (2) 当該入札について不正行為を行った者。
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者。
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたもの提出した者。
- (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者。
- (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者。
- (7) 1人で2以上の入札をした者。
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者。
- (9) 代理人でその資格がないもの。
- (10) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者。

7 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

8 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札金額が、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

10 契約書作成の要否

- (1) 要 (契約書は、原則として佐賀県で準備する。)
- (2) 落札した方は、契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた後、契約担当者の指定する日までに契約書に押印し、提出すること。期間内に提出しない場合は、契約の権利を失うことがあるので注意すること。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

11 契約の内容を示す日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年3月21日(木)から令和6年5月9日(木)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時～午後5時)
- (2) 場所 3の(1)の担当課

12 公告内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年3月29日(金)午後5時までに3の(1)に示したメールアドレスに電子メールで「質問書」を送付すること。(メールの件名は「庁用自動車の賃貸借公告に関する質問」とし、送付した旨の電話連絡を行うこと。)
回答は、令和6年4月3日(水)までに佐賀県ホームページへ掲載する。

13 参考車種以外での入札参加

入札条件書別紙2「車両仕様」に記載する参考車種以外での入札を希望する者は、入札を希望している車種が仕様を満たしていることがわかるカタログ等を添付の上、令和6年4月5日(金)までに「応札物品承認申請書」を3の(1)の担当課に提出し承認を受けること。

14 その他

- (1) 入札者の資格の喪失
入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。
 - ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
 - イ 自己又は自社の役員等が、2の(6)のア～キのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイ～キに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ウ その他本件賃貸借を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

- (2) 次に該当する場合は、入札に参加できないものとする。
- ア (1) に該当し入札参加資格を喪失した場合。
 - イ 期限までに4の(1)の書類を提出しない場合、又は審査の結果、競争入札参加資格がないと認められ場合。
- (3) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、佐賀県財務規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。
- (4) この公告に掲げる入札による契約は、令和6年2月の議会において、当該賃貸借業務の予算が成立しない場合締結できないこととなる。この場合は佐賀県ホームページにより公告する。

入札条件書

- 1 件名
庁用自動車の賃貸借
- 2 対象車両台数 新車リース車両1台
- 3 配置場所 佐賀県総合福祉センター（北部児童相談所）
- 4 賃貸借期間 別紙1「賃貸借物品一覧」のとおり
- 5 リース車両の規格及び付属品等
別紙1・別紙2のとおり
- 6 リースの方法
車両を8に掲げるメンテナンス付きでリースする方式
- 7 月間予想走行距離（一台当たり平均値） 約1,000km

8 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその保管場所で引き取り、「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和41年佐賀県告示第129号）」第1条の規定に基づく入札参加資格を有する者のうち受注者が指定する整備工場において以下のとおり（車両の構造的に該当しない項目は除く）実施するものとする。

また、受注者が指定する整備工場は、佐賀県総合福祉センター（北部児童相談所）から10km以内の場所に所在するものに限る。

(1) スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。スケジュール点検は、6ヵ月ごとに実施するものとする。

なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。

エンジン	・ファンベルトのたわみ量	・エンジンオイルの量
	・冷却水の量	・エンジンオイルのよごれ
	・ファンベルトの損傷	・エンジンのかかり具合、異音
	・低速及び加速の状態	・バッテリーの液量、比重
ステアリング	・パワーステアリングベルトの緩み	
ブレーキ	・パーキングブレーキのきき具合	

ブレーキ	・パーキングブレーキのきき具合	
	・ブレーキオイルの液量	・ブレーキのきき具合
	・ブレーキペダルの遊び	・ブレーキペダルの踏み残りしろ
	・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態	
タイヤ	・タイヤの空気圧	・タイヤの溝の深さ
	・タイヤのき裂、損傷	・タイヤの異常な磨耗
その他	・計器類の作用	・ワイパーの作用
	・灯火装置の作用	・ウォーニングランプの作用
	・ウインドウォッシャの作用	・ウインドウォッシャの液量
	・シートベルトの損傷、作用	・エアコンディショナーの作用
	・下回り各部の損傷、漏れ	・変速機の作動状況確認
	・スペアタイヤジャッキ又は応急用パンク修理キットの状態	
	・洗車	

- (2) 法定点検（スケジュール点検項目を含む）
- (3) 継続車検整備（スケジュール点検項目を含む）
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (5) タイヤ交換（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) 各種消耗品の交換及び補充
- (8) 故障修理
- (9) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、電気代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 県の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

10 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等）
- (2) 自動車税・軽自動車税
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 自動車取得税
- (6) 自動車リサイクル料金
- (7) 8に定めるメンテナンスに要する費用

11 リース料の支払

毎月払い（履行後翌月払い）

12 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、県において車両を修理するものとする。

13 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 受注者は、月毎の点検、整備計画書を作成し、該当月の3か月前までに提出すること。
- (5) 受注者は、点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り公務の支障とならないよう当該車両配置所属の管理担当者と調整すること。
- (6) 受注者は、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (7) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (8) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによる^{かし}等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (9) 任意自動車保険は、県の責任により別途加入する。
- (10) 受注者は、落札後直ちに、納品車両の型式及びリース料単価等を記した資料を提出すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。

別紙1「賃貸借物品一覧」

項番	車両種別	参考車種 (型式)	台数	リース開始日	リース終了日
1	小型乗用車 3列シート 1500ccクラス ハイブリッド 2WD(FF)	ホンダ フリード ハイブリッドG FF 6名定員 (6AA-GB7)	1	令和6年(2024年) 11月1日	令和15年(2033年) 10月31日
計			1		

別紙2「車両仕様」

項番	車種	駆動	定格出力	仕様等	
1	小型乗用車	ハイブリッド2WD (FF)	1500ccクラス 3列シート ※日産 e-POWER車の場合は1,200ccクラス	<p>動力伝達方式: AT、CVT又は電気式無段変速機 燃料: レギュラーガソリン 乗車定員: 6名～7名 ※ホンダフリードの場合は6名 車体塗色: ホホワイト系又はシルバー系 安全機能: 運転席/助手席SRSエアバック、衝突被害軽減ブレーキ 仕様・装備: エアコン、パワステ、AM/FMラジオ、熱線リアウインドウ、パワードアロック、ナビゲーション、バックモニター、全席パワーウインドウ、「タイヤパンク応急修理セット」又は「スペアタイヤ及び交換工具」、ETC車載器 付属品: サイドバイザー、フロアマット、前後ドライブレコーダー</p>	<p>2030年度燃費値基準60%達成以上かつ 平成17年基準排出ガス75%低減レベル達成車 または 平成30年基準排出ガス50%低減レベル達成車であること</p>
				参考車種	ホンダ フリード 1,500 hybrid G 5ドア 2WD 6名定員

※ 装備・付属品は、標準装備及びメーカーオプション又はディーラーオプションとすること。